令和元年度

教育委員会定例会(1月)

令和2年1月8日(水)

鹿屋市教育委員会

会議日程

日 時 令和2年1月8日(水) 午後4時 場 所 教育長室

- 1 開 会
- 2 前回議事録の承認
- 3 教育長及び委員の報告
- 4 議事

議案第28号 鹿屋市立学校の通学区域の指定及び学校の指定変更に関する規則の一部 改正について

(P1)

- 5 報 告
 - (1) 鹿屋市議会12月定例会の一般質問について (P6)
 - (2)教育委員の任命について(P20)
 - (3) 鹿屋市言語障害、難聴、学習障害等通級指導教室通級費支給要領の一部改正について

(P21)

- (4) 鹿屋市立小中学校学校事務支援室運営規程の一部改正について (P26)
- (5) 指定学校変更による学校規模の適正化について (P28)
- (6) 串良公民館等の移転案について (P31)
- (7) 令和2年鹿屋市成人式について (P33)
- (8) 第24回鹿屋市PTA研究大会・鹿屋市家教育講演会について (P34)
- (9) 第38回鹿屋市美術展について (P36)
- 6 動議の計論等
- 7 その他
- 8 閉 会

議案第28号

鹿屋市立学校の通学区域の指定及び学校の指定変更に関する規則の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規 定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和2年1月8日提出

鹿屋市教育委員会 教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

鹿屋市立高須小学校及び野里小学校の統廃合を実施するため、所要の規定の整備を行いたいので、 本案を提出するものである。

鹿屋市立学校の通学区域の指定及び学校の指定変更に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後 ○鹿屋市立学校の通学区域の指定及び学校の指定変更に関する規則 平成18年1月1日教育委員会規則第10号

別表第1(第3条関係)

22711.6	> > > D			
学校名	通学区域			
中略				
花岡小学校	花岡町 白水町 海道町 古里町 根木原町 高牧町			
	有武町 小薄町 花里町 古江町 船間町 天神町 小			
	野原町			
野里小学校	<u>野里町 上野町 高須町 浜田町(1150番地から1239番</u>			
	地までに限る。)			
大姶良小学校	田淵町 大姶良町 獅子目町 下堀町 横山町			
	浜田町(1150番地から1239番地までを除く。)			
	永小原町			
以下略				

○鹿屋市立学校の通学区域の指定及び学校の指定変更に関する規則 平成18年1月1日教育委員会規則第10号

改正前

別表第1 (第3条関係)

	T		
学校名	通学区域		
中略			
花岡小学校	花岡町 白水町 海道町 古里町 根木原町 高牧町		
	有武町 小薄町 花里町 古江町 船間町 天神町 小		
	野原町		
高須小学校	高須町 浜田町(1150番地から1239番地までに限る。)		
野里小学校	野里町 上野町		
大姶良小学校	田淵町 大姶良町 獅子目町 下堀町 横山町		
	浜田町(1150番地から1239番地までを除く。)		
	永小原町		
以下略			

議案第29号

鹿屋市小規模校入学特別認可制度実施要綱の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規 定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和2年1月8日提出

鹿屋市教育委員会 教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

鹿屋市立高須小学校及び野里小学校の統廃合を実施するため、所要の規定の整備を行いたいので、 本案を提出するものである。

鹿屋市小規模校入学特別認可制度実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市小規模校入学特別認可制度実施要綱(平成 18 年鹿屋市教育委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

第2条の表鹿屋市立高須小学校の項を削る。

附則

- 1 この要綱は、令和元年12月19日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の鹿屋市小規模校入学特別認可制度実施要綱第5条の規 定により行われた第2条の表に掲げる指定校(鹿屋市立高須小学校に限る。)への 入学等の許可は、令和2年3月31日までの間に限り、なおその効力を有する。

鹿屋市小規模校入学特別認可制度実施要綱の一部を改正する要綱 新旧対照表

改正後			改正前	
○鹿屋市小規模校入学特別認可制度実施要綱			○鹿屋市小規模校入学特別認可制度実施要綱	
平成18年1月1日教育委員会告示第1号			平成18年1月1日教育委員会告示第1号	
(指定校及び所在地)			(指定校及び所在地)	
第2条 特認校制度の指定校及び所在地は、次のとおりとする。		第2	第2条 特認校制度の指定校及び所在地は、次のとおりとする。	
指定校	所在地		指定校	所在地
鹿屋市立花岡小学校	鹿屋市古里99番地		鹿屋市立花岡小学校	鹿屋市古里99番地
			鹿屋市立高須小学校	鹿屋市高須町1096番地
鹿屋市立南小学校	鹿屋市南町192番地		鹿屋市立南小学校	鹿屋市南町192番地
鹿屋市立高隈小学校	鹿屋市上高隈町69番地		鹿屋市立高隈小学校	鹿屋市上高隈町69番地
鹿屋市立大黒小学校	鹿屋市下高隈町4622番地		鹿屋市立大黒小学校	鹿屋市下高隈町4622番地

鹿屋市立花岡中学校

鹿屋市立高隈中学校

鹿屋市古里99番地

鹿屋市下高隈町568番地

鹿屋市立花岡中学校

鹿屋市立高隈中学校

鹿屋市古里99番地

鹿屋市下高隈町568番地

1-1 小学校プログラミング教育必修化について

議員名

新保議員

【質問の要旨】

プログラミング教育の必修化に向けたパイロット事業の成果、準備状況と課題、教材の導入予定等はどうか。

【答弁の要旨】

<u>来年度から小学校では</u>、新学習指導要領が完全実施され、児童がコンピュータに意図した 処理を行わせるために必要な<u>論理的思考(いわゆるプログラミング的思考)を身に付けさせ</u> る学習活動が全ての学校で実施されることになる。

<u>本年度、パイロット事業として研究実践している西原台小学校では、ロボット教材ペッパ</u>ーを活用するなどして、

- ・プログラミングについての基本的な仕組みやよさを理解する
- ペッパーが話したり、動いたりするための簡単なプログラミングをする
- ペッパーの動きや応答をとらえ、プログラムを修正する
- ・そのための授業方法等を明らかにする

など、プログラミング教育で育みたい資質・能力を想定しながら実践的な研究を進めている。

現在、実践研究の途中ではあるが、<u>期待される成果として</u>は、<u>他校の参考となるプログラミング教育に関する年間指導計画をはじめ、実際の授業方法や具体的な教材・教具等</u>があげられる。

(2)の他校を含めた状況等については、それぞれの学校で、具体的な指導内容や指導方法等について、校内での研修や実践校を訪問し学んだりして準備している。

今後は、西原台小学校等の先進的な取組や成果を活用し、次年度に向けて、それぞれの実態に応じた全体計画等を作成していくことになる。

- (3) プログラミング教育の教材については、
- ・<u>コンピュータを使わずに</u>、ワークシートやカードを用いながらプログラミングの<u>基本的な</u> 考え方を学ぶ教材
- ・コンピュータの画面に表示された図形やブロックを組み合わせて目標とする図形や動きを 完成させる教材
- ・車などのおもちゃロボットなどをコンピュータで制御し動かす教材

などがあるが、<u>現在、電子黒板や一部のソフトは全ての学校で整っており、今後は、それぞれの学校の取組内容に基づくプログラミング教材を揃える必要</u>がある。

教育委員会としては、各学校のプログラミング教育が充実するよう、実践授業例の紹介や 教材の効果的な活用の仕方について指導するなど、プログラミング教育に関する様々な支援 をしていきたいと考えている。

1-2 小中高の図書購入費について

議員名

新保議員

【質問の要旨】

「2018年度学校図書館調査」では<u>1校あたりの平均図書購入費は</u>、中学校は増額、小学校・高校は減額となっているが、鹿屋市での過去10年間の推移はどうか。

【答弁の要旨】

学校図書については、学校毎の学級数に応じて目標とする蔵書冊数を示した、文部科学省の「学校図書館図書標準」や、全国学校図書館協議会の「学校図書館図書廃棄規準」を目安に、学校ごとの充足率を勘案しながら、必要な経費を各学校へ配当しているところであり、各学校においては、毎年度、必要な図書を検討し、購入しているところである。

本年度の図書購入予算は、<u>小学校では一校あたり約346,000円</u>、過去10年間の推移は、全体的に微増、<u>中学校では一校あたり約508,000円</u>で、ここ10年間は概ね横ばいで推移している。

<u>鹿屋女子校は</u>、平成26年度に増額以降、概ね横ばいで推移しており、<u>本年度は550,000円</u>となっている。

また、本市では、<u>学校の図書活動をさらに充実させるための取組みとして、市立図書館が行う移動図書館ほたる号の学校巡回や団体貸出のほか、県立図書館が行う貸出文庫</u>を活用している学校もあり、大隅広域図書館ネットワークシステムを利用した蔵書検索を利用するなど、様々なツールで、児童生徒が本に親しむ環境づくりに努めている。今後とも、学校毎の充足率や全国的な状況等を踏まえながら、学校図書の充実に努めていきたい。

2-1 | 鹿屋女子高の学科新設や大学設立について

議員名

田辺議員

【質問の要旨】

鹿屋女子高等学校の新入生の定員割れが心配されるが、これからの時代に合った外国語や 福祉、IT関係などの学科設立が必要ではないか。

【答弁の要旨】

鹿屋女子高等学校については、外部の有識者等を委員とする「活性化検討委員会」の意見等を踏まえ、「鹿屋女子高等学校みらい創造プラン」を策定し、これまで特色と魅力ある学校づくりに取り組んできているところである。

学科の新設についても、活性化基本方針の策定時に、<u>高校卒業後の進路実績</u>や、<u>中学生、</u>その保護者等を対象に実施したアンケート調査の結果等を基に、幅広く検討を行った。検討に当たっては、現在の3学科を含め、看護・医療系や保育系、福祉・介護系をはじめ、可能性のある、<u>あらゆる学科について、そのニーズや財政負担、教員確保等の観点から、総合的に検討</u>し、最終的に、普通科系、商業科系、家庭科系の3学科を設置することとしたところである。

また、<u>外国語や福祉、IT等について</u>は、所属する学科に関係なく、一人ひとりの進路希望に対応する<u>総合選択制の科目とすることとしており、地域から講師を招くなど、地域とと</u>もに育てる教育を推進していきたいと考えている。

このほか、グローバル化への対応に向けた<u>英語指導助手の重点配置や県内の高校ではトップクラスとなるICT教育環境の整備</u>など、新しい時代に対応した、市立高校ならではの特色ある取組を推進し、地域の要請や時代のニーズに応えられる魅力ある鹿屋女子校を目指していきたいと考えている。

議員名

田辺議員

【質問の要旨】

本市には看護学校があるが、医療だけでなく福祉関係を学ぶ学科も必要ではないか。

【答弁の要旨】

本市の看護専門学校は、昭和53年に看護学科2年課程として開校し、平成20年に3年課程 全日制へと課程変更し、現在に至っている。

本校は、看護学校の最大の目標である国家試験合格率においても、全国平均を大きく上回る結果を上げ、これまで多くの看護師を輩出するなど、地域医療の発展と充実に大きな役割を果たしてきた。

看護専門学校の設置については、保健師助産師看護師法などにおいて、専用の教室や実習室、教育上必要な機械器具、及び専任の教員の配置など、様々な要件が定められており、その設置基準に基づき学校運営を行っている。

福祉関係については、介護福祉士など、高齢者の増加に伴う介護施設が増えてきている現在、その施設の経営に欠かせない役割であり、本市においてもその確保は大きな課題であると認識している。

このような中、介護福祉士に関する制度改正や処遇などの要因により、<u>平成28年度以降、</u> 国家試験受験者数は大きく減少しており、<u>九州内における介護福祉士の養成所の動向では、</u> 本年から次年度にかけて、4つの養成機関において、募集停止となる現状も見受けられている。

<u>介護福祉の養成施設を開設する場合</u>については、介護福祉士法に基づいた介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針が定められており、看護師の養成機関と同様に、<u>新たに専用の介</u>護実習室や教育上必要な機械器具の配置、専任の教員などの確保が義務付けられている。

このようなことから、<u>現段階で市立の看護専門学校</u>に、<u>介護養成機関を新たに設けること</u>については、学校経営としては、難しい状況にあると考えている。

3-1 生活環境について

議員名

福崎議員

【質問の要旨】

教育現場でも清掃活動に努めているが、具体的にどのような取組を行っているか。

【答弁の要旨】

各小中学校においては、<u>清掃活動を重要な教育の場として位置付け</u>、環境美化、勤労や奉 仕の精神の醸成、集団の一員としての自覚や責任感の育成等をねらいとして、<u>発達段階に応</u> じた継続的な指導を行っている。

本市の小中学校では、教室や廊下、トイレ、体育館など、<u>日頃使用している場所での清掃</u>を行っている。また、ボランティア活動として、学校前の歩道の清掃活動や町内会と連携し、川や海岸の清掃などを行ったり、今の時期は、校区内の落ち葉拾いや学校近くの公園の清掃などを行ったりしている学校もある。

このように多くの子どもたちが熱心に清掃活動に取り組んでいるが、<u>家庭生活を含めた日常生活での習慣化という面では、なかなか難しい面もある</u>ことから、小中学校の義務教育段階において、環境美化・環境保全に対する取組を実践していく態度、他者に対する配慮や思いやりの心を養うことがとても大切であると考える。

そのため、「気づき」「考え」「実行する」という青少年赤十字の態度目標を全ての学校で 掲げているが、大人になってからもこのような理念のもと、主体的な活動を持続できるよう な子どもを育てることが肝要だと思っている。市教育委員会としては、児童生徒が主体的に 奉仕活動や清掃活動に参加するようなよき市民となるよう、指導の充実にさらに努めていき たいと考えている。

3-2 文化事業について

議員名

福崎議員

【質問の要旨】

- 文化に触れる機会の少ない本市が所有する絵画、書などは何点あるか。
- 本市初の名誉市民で来年没後50年を迎える<u>永田良吉氏の関連イベント等を行う予定はないか</u>。

【答弁の要旨】

本市が所有する絵画等で、美術品として登録のある絵画及び書は約140点あり、その他工芸品や写真等合わせると全部で約300点がある。

これらの中で、<u>作品展として展示できる絵画や書、写真、工芸品などは150点程度</u>あり、 その中から<u>毎年50点程度を選定して「鹿屋市収蔵作品展」で展示</u>しており、本年度も12月14 日までリナシティかのやギャラリーで展示している。今後とも、より多くの人が素晴らしい 作品に触れられるよう工夫していく。

また、市では毎年「<u>鹿屋市美術展</u>」を、民間では「<u>大隅美術協会会員展</u>」「<u>ひなまつり書</u>道展」等を開催しており、今後も引き続き、多くの市民が絵画や書に触れる機会が持てるよう、広報等も充実していきたい。

<u>永田良吉氏の関連イベント等</u>について、永田良吉氏は、永年にわたり、鹿屋市政をはじめ 県政、国政に携わり、旧鹿屋市の初代名誉市民として、多大な功績を残してこられた人物で あると認識している。

教育委員会としては、まもなく市制15年周年を迎えることから、<u>本市のこれまでの歴史や文化、人物等をふり返り、一体として学べる「かのや風土記」を編集することとしており、</u>永田氏の功績等についてもこの中で、本市に貢献した人物として紹介していきたいと考えている。

議員名

原田議員

【質問の要旨】

現状と課題について示されたい。また、世界保健機関は今年5月「ゲーム障害」を依存症の一つとして認定した。今後対策が急がれるが、どう取り組んでいくか。

【答弁の要旨】

保護者を対象に県が平成30年度に実施した調査によると、本市の児童生徒の自分専用インターネット接続機器の所持率は、小学校43.0%、中学校57.4%であり、家族との共用しているものを合わせると小学校約90%、中学校約95%の使用率で、県とほぼ同様の結果となっている。

また同調査では、平日に2時間以上利用している本市児童生徒の割合は、小学校8%、中学校17%となっている。

なお、先月発表された全国病院機構久里浜医療センターの<u>全国規模の調査では、10歳から29歳の約33%が一日あたり2時間以上のオンラインゲームをしている</u>との報告もなされている。

一方、本市の児童生徒の状況は、原因の正確な把握は難しいが、ネットやゲームに熱中し、 昼夜逆転や睡眠時間の不足などの生活リズムの乱れや、学習時間の大幅な減少、不登校傾向 など、ネット依存や長時間使用の影響ではないかと心配される児童生徒、さらに、<u>教師間で</u> 話題になる児童生徒まで含めると、小学校・中学校それぞれ約100人、合計200人程度が学校 から報告されている。

また、市の関係機関へは、「暴言や物にあたることがあり、不登校気味であることから、 ゲーム依存ではないか。」といった相談などが寄せられており、ネット・ゲーム機器類の長 時間使用や、家庭での親子の過ごし方を含めた生活習慣の確立は、大きな課題だと考えてい る。

このような状況の中、各学校では、技術家庭や道徳、特別活動の時間等に、情報モラルや 基本的なリテラシー等の指導を行うとともに、保護者に対しては、家庭教育学級、PTA講演 会等で、家庭でのルール作りや生活習慣の確立をお願いしたり、市PTA連絡協議会の共同宣 言「守ります。 9時オフ。」の取組の徹底を勧めている。

教育委員会としては、ネット・ゲーム依存症への取組は、一人一人の児童生徒の自覚と行動によるところが大きいことから、ゲーム障害についての正しい理解や、それらに基づく望ましい生活習慣の形成等について、学校教育全体を通して、指導の充実を図るとともに、PTA等との連携を強化するなどして、児童生徒の健全な生活習慣の形成に努めたいと考えている。

また、本市においても全国同様、スマートホンやゲーム機の普及に伴い、家庭や親子の有り様が大きく変化し、親子の会話や触れあいが不足したり、孤食が増えたりするなど、子どもの成長にとって厳しい状況が進展していることから、各家庭で夕食後や寝る前に「子どもが音読をする。その傍らで親がじっと耳を傾け、読み終わったら、親子で感想を語る。」などの「親と子の20分間読書」運動を、次年度から本格的に、学校はもとより、様々な機関や多くの人たちと一体(ワンチーム)となって、全力で展開し、愛情を一杯に受け、心豊かで瑞々しい感性を持つ鹿屋の子どもの育成に努めていきたい。

5 就学援助制度の拡充について

議員名

柴立議員

【質問の要旨】

- 就学援助制度を保護者に知らせるべきと考えるがどうか。
- 生徒会費、クラブ活動費、PTA会費を本市も対象に入れるべきではないか。
- 修学旅行費を事前に支給できないか。

【答弁の要旨】

現在小中学校に<u>在籍する児童生徒の保護者</u>に対しては、毎年2月に学校を通じ、全ての世帯へ本制度の案内と新年度へ向けた申請書の配布を行なっており、同様に次年度に小学校への就学を予定している<u>未就学児の保護者に対しても</u>、例年11月に行う入学前の就学時検診において、全ての保護者に制度説明と申請書の配布を行なっているところである。

なお、<u>様々な事情により、生活の状況が急変した世帯等</u>に対しては、申請期間以外でも、 <u>個別に相談</u>を行うなど、<u>年間を通して、援助の目的に沿った適切な制度の運用</u>に努めている ところである。

今後も、幅広く本制度の趣旨や内容等について、学校とも十分連携を取り、周知徹底を図っていく。

支給項目について、生徒会費やクラブ活動費、PTA会費は、国が補助する要保護児童生徒、いわゆる生活保護受給世帯に対する就学援助費の支給項目として設定されているところであり、準要保護児童生徒に対する就学援助についても、これに準じて、支給をすることができるが、その対象項目や支給額等の運用は、各自治体に委ねられている状況である。

このように、各自治体で支給項目や支給額等は様々であり、本市においては、現在、生徒会費、クラブ活動費、PTA会費の支給は行っていないが、本市では、これまで「認定基準額の引き上げ」や「学校給食費の実費全額支給」、「入学準備金の増額や事前支給の実施」等に取り組んできたところである。

このことにより、たとえば、<u>小学校入学から中学校卒業までの9年間を援助した場合、1</u>人当り概算で、約83万円を支援しており、これは他市と比較して、保護者の負担軽減となっているところである。

修学旅行費の事前支給について、入学準備金と同様、修学旅行費も、<u>保護者にとっては経済的な負担が大きく、事前支給は有効な手段</u>である考えられることから、その手続きや支給方法等、事務の手順を調査研究し、<u>支援を必要とする世帯が本制度を有効に活用できるよう、</u>取り組んでいきたい。

6 福祉政策について

議員名

米永議員

【質問の要旨】

<u>鹿屋女子高等学校の新校舎は徹底したバリアフリー化の配慮がされ、医療的ケアが必要な</u> 学生も学べる環境となっているか。

【答弁の要旨】

現在、建築中の<u>鹿屋女子高等学校の新校舎</u>については、<u>正面玄関等へのスロープの設置</u>をはじめ、車椅子等での移動の妨げとなる各フロア内の段差を極力抑えた設計となっている。また、出入口や廊下等も十分な幅を確保するとともに、<u>乗用エレベーターの設置</u>や、1階から3階の各階に<u>多目的トイレを整備</u>するなど、<u>バリアフリー化に十分配慮した新校舎</u>となっている。

医療的ケアが必要な生徒の受け入れにつきましては、入学を希望する個々の生徒の障害の 状態や、必要とする医療的ケアの種類、頻度、学校の受け入れ体制等を踏まえ、総合的な観点から、必要な対応を実施することになると考えている。

7 文化会館周辺の駐車場及び図書館の立地条件について

議員名

近藤議員

【質問の要旨】

- <u>文化会館周辺施設の収容人数及び駐車可能台数、また文化会館周辺施設の利用状況</u>について示されたい。
- ○図書館の立地条件を考えた場合、今後最適な場所への移設は検討できないか。

【答弁の要旨】

<u>収容人数</u>については、文化会館が1,004人、中央公民館が各講座室の合計で532人、図書館については、座席数が200席となっている。

<u>駐車場</u>については、文化会館の駐車場が290台、中央公民館と図書館用の駐車場が併せて110台、城山公園周辺駐車場が約200台であり、文化会館周辺の駐車可能台数の合計は、約600台となっている。

なお、<u>市の大きなイベント等で、駐車台数が不足すると予測される場合は、これまで近隣の民間の駐車場を借用したり、臨時のシャトルバスを運行させるなどして対応</u>を行っているところである。

また、<u>各施設の利用状況</u>について、平成30年度の利用者数は、市文化会館が54,500人(150人/1日)、市立図書館が97,700人(270人/1日)、中央公民館が 74,400人(200人/1日) 王子遺跡資料館が1,300人(4人/1日)となっている。

<u>市立図書館は</u>、いわゆる文化ゾーンと呼ばれる区域内に立地しており、<u>文化会館及び中央公民館とともに</u>、これまで市民の皆様に<u>一体的に利用</u>していただき、<u>昭和56年の供用開始以降、38年が経過</u>している。

市立図書館を含む文化ゾーンの施設については、設備の老朽化への対応や、駐車場や交通アクセスの問題など、課題があることから、これらの環境整備に当たっては、随時必要に応じて対応しているところである。

本年度は、利用者からのご意見やご要望等を受け、駐車場から図書館や文化会館に向かう 道路上に、歩行者の安全確保のために、グリーンベルトを設置し滑り止めを施すとともに、 図書館前から階段付近に、夜間、安全に歩行できるよう新たに外灯を設置したりすることと している。

図書館や文化会館、中央公民館等の社会教育施設は、市民の皆様が多種多様な文化活動を行い、心豊かに生活する上で重要な施設である。

現在、これらの施設は、建設から40年程度が経過しており、毎年一定の修繕等が必要となるものもあるが、まだ十分に利活用できる環境にあることから、当面は利用者の方々の利便性の改善に努めながら、現有施設を維持管理していきたい。

8 串良公民館と上小原分館の移転について

議員名

今村議員

【質問の要旨】

<u>串良公民館の図書館は一か所で整備できないか。また、上小原分館の今後の取り壊しにおいては、トイレの整備はできないか。</u>

【答弁の要旨】

串良公民館と上小原分館について、教育委員会としては、耐震性や老朽化の課題を踏まえ、 地域住民の皆様が、今後も安全安心に生涯学習活動に参加できるよう、公民館の機能を移転 することとしている。

現在、<u>串良公民館の図書室</u>は、約16,000冊の蔵書があり、年間一般図書1,400冊、児童図書1,500冊程度を貸し出している。<u>図書機能については、串良ふれあいセンターへの移転を基本として提案</u>しているが、これまで串良公民館を利用している串良小学校の児童については、学校から近い場所で児童図書を借りたり、地域住民の皆さんと交流したり、保護者の迎えを待つこともできるよう、旧役場跡の串良総合支所別館にも、地域サロンの機能を兼ねた、児童図書を中心とした図書室を整備したいと考えている。

次に、<u>上小原分館</u>については、老朽化等の問題から、今後、講座や会合等の利用は行わないが、<u>解体するまでの間は、防災無線の管理や、広場でグラウンドゴルフをされる方々のト</u>イレや道具の保管等、用途を限っての使用を考えている。

解体後の取扱については、必要な時期に改めて、地域の方々や関係者と協議しながら整理 していきたいと考えている。

9-1 | 防災教育について

議員名

西蘭議員

【質問の要旨】

中高生を対象とした「防災教育」についての現状を示されたい。

【答弁の要旨】

学校における防災教育は、災害の理解やその予測、的確な判断に基づく適切な行動を選択できる能力の育成、自己や他人の生命の尊重などを目指し、安全教育の一環として取り組まれており、学校教育における重要な教育内容の一つであると考えている。

中学校や高等学校では、年間をとおして計画的に実施される避難訓練はもとより、社会科や理科、保健体育などの教科学習においても、我が国の自然環境の特色と自然災害とのかかわり、自然災害への備えや対応など、学習指導要領に基づき発達の段階に応じた系統的な学習がなされている。

また、<u>防災旬間を設定</u>し、災害時における避難の方法や日常の防火・防災の在り方などについて、集中的に学習したり、<u>地域と連携</u>しながら自分たちの目で確認し、「<u>校区安全マッ</u>プ」を作成するなど、学校以外の場所で災害に遭遇した場合でも、自分の命は自分で守るた

めの判断力や行動力の育成に努めている学校もある。

一方、<u>中高生の中には、自ら進んで地域行事や美化活動など、様々なボランティア活動に</u>取り組んでいる者も多く、これらの地道な取組は、地域防災に関する活動についての深い理解や、周りへの配慮や思いやりの心に基づく行動につながるものと考えている。

教育委員会としては、今後も学校における防災教育の充実をとおして、<u>様々な状況を的確</u>に判断し、自ら主体的な行動ができる生徒の育成に努めていきたい。

9-2 子どもの視力低下について

議員名

西蘭議員

【質問の要旨】

ネット依存も含め、パソコンやタブレット、スマートフォン、携帯ゲーム機などの長時間 利用等が原因と考えられる子どもの視力低下の増加が社会問題となっているが、本市の実態 と、保護者や子どもへの対応及び課題について示されたい。

【答弁の要旨】

近年、パソコンやタブレット、スマートフォンや携帯ゲーム機の長時間利用により、子どもの視力低下など、心身の健康への影響が指摘されている。

平成30年度の国の学校保健統計調査の結果では、学校生活に支障が懸念される裸眼視力 0.7未満の割合が小学校は全国22.1%、県19.6%、鹿屋市20.1%、中学校では、全国44.8%、 県44.5%、鹿屋市48.6%となっており、小学校は全国、県とあまり変わらないが、中学校は 全国、県よりも悪い状況となっている。

このような状況の中、各学校の取組としては、<u>保健だよりや学校だより等</u>で、視力検査の結果の報告やメディア等の長時間利用等についての<u>注意喚起</u>を行ったり、<u>視力低下のみられ</u>る児童生徒やその保護者には専門医の受診を勧めている。

また、学校保健委員会や学級PTAでの話し合いにおいて、メディアコントロールや<u>ノーメディアデー(タイム)、9時オフ等</u>について話し合い、努力点として取り組んだり、学校医や外部から講師を招いてのネット依存と健康被害を関連付けた<u>講演等も行ったりしなが</u>ら保護者の意識を高めている学校もある。

一方、世界保健機構(WHO)は今年5月、ゲームにのめりこんで健康や生活に支障をきたす状態を「ゲーム障害」として、新たにギャンブル依存症などと同じ疾患に位置付けた。併せて、メディア等の長時間利用から、親子の会話で形成される伝える力や感じる力等の発達に障害が起こることや、脳の前頭前野の機能低下のため、衝動などの感情コントロールが難しくなること、学校への遅刻・欠席の増加、友人の減少、昼夜逆転した生活、家族に対する暴力行為、ひきこもり等、様々な事例を報告し、警鐘をならしている。

本市においても、家庭においてメディアの利用制限ができず、児童生徒の視力低下や睡眠不足、集中力の低下、無気力感等が懸念されることから、その解決は大きな課題のひとつとなっている。

このようなことから、<u>教育委員会としても</u>、児童生徒や保護者等に対して、メディア等の長時間利用に伴う危険性や弊害等についての理解促進に努めるとともに、家庭での長時間利用が少しでも解消され、<u>親子で読書を楽しむ時間や触れ合いの時間、会話の時間等が増えるような取組を、進めていきたいと考えている。</u>

9-3 子どもの視力低下について

議員名

西薗議員

【質問の要旨】

就学時健康診断の際の眼科医による健診の導入について、どのように考えるか。

【答弁の要旨】

就学時健康診断は学校保健安全法に基づき、<u>小学校入学までに健康状態を把握し、保健上</u>必要な助言等を行うために実施するものである。

<u>歯科や内科、眼科等の疾病についての診断は医師</u>が行うが、<u>眼科医は結膜炎などの疾病や斜視等の有無を診断し、視力検査</u>については、時間等の制約があるため<u>教職員等が行っており、学校生活において支障が懸念される0.7未満の子どもの保護者には、病院での再検査を勧めている</u>。

なお、本年度、健康診断の視力検査で、<u>視力が0.7未満の就学予定者は、全体の約15%</u>でありました。

また、各学校で1月から2月に行われる小学校の入学説明会においても、保護者に対して、 生活習慣の確立や検診結果に基づく受診を促し、健康な状態で入学できるようにお願いして いきます。

10-1 保育・義務教育の無償化、子育ての負担軽減について

議員名

時吉議員

【質問の要旨】

義務教育の無償化の実施について考えを示されたい。

【答弁の要旨】

教育にかかる費用については、給食費や学用品費、さらには修学旅行費など多岐に渡っており、保護者にとっては、大きな負担に感じている方もいらっしゃることは認識している。

このため、本市では、経済的な理由により、就学に支障が認められる要保護及び準要保護の児童・生徒の保護者の方々に対して、就学援助として、教育に係る費用の支援を行っているところである。

これまで、<u>平成29年度には、準要保護の認定基準額の引き上げ</u>を行い、就学援助制度の拡充を図り、令和元年10月現在、<u>小中学校合計の受給率は23.9%、全児童生徒の、およそ4人</u>に1人が受給している割合となっている。

また本市では、<u>学校給食費の実費全額支給</u>や、<u>入学準備金</u>についても、<u>小学校が20,470</u> 円から50,600円へ、中学校は23,550円から57,400円へ、倍増となる大幅な見直しを行ってきたところであり、就学援助を受ける合計金額は<u>小学校で最大、年間12万円、中学校で最大、年間14万円</u>となっている。

今後も、全ての子どもたちが円滑に義務教育を受けられるように、支援を必要とする児童・生徒の実情に沿って、適切に支援を継続していきたい。

10-2 保育・義務教育の無償化、子育ての負担軽減について

議員名

時吉議員

【質問の要旨】

- 小学校、中学校のそれぞれの児童生徒数と世帯数を示されたい。
- <u>給食費の1人当たりの平均月額</u>はいくらか。<u>学校給食費</u>は小学校、中学校合わせて<u>年間</u> どの程度の費用か。
- 義務教育の無償化について、どの程度の予算が必要か。

【答弁の要旨】

答弁の人数や金額等は、いずれも令和元年5月1日現在の数値で回答する。

まず、<u>児童生徒数と世帯数</u>について、小学校が児童数6,459人、世帯数が4,551世帯。中学校では生徒数3,038人、世帯数が2,783世帯である。

<u>給食費について、平均月額は小学校で3,800円、中学校で4,580円</u>となっており、 年間で小学校、中学校合わせて4億2,370万円となる。

無償化に必要な予算については、本市が、現在行っている就学援助の費目で試算してみると、学用品や通学用品費、入学準備金、校外活動費、給食費、修学旅行費などを、世帯の収入等に関係なく一律全ての児童・生徒に支援した場合、7億8千万円程度となるが、本市では、経済的な理由により支援を必要としている世帯に対して、22%となる1億7千万円を、就学援助制度として、支援している。

10-3 保育・義務教育の無償化、子育ての負担軽減について

議員名

時吉議員

【質問の要旨】

<u>子育てと教育は社会全体が共同して取り組むべき「公共政策」とすべきであるが考えはどうか</u>。

【答弁の要旨】

現在、我が国では、世界に類を見ない人口減少や少子高齢化が進行しており、特に地方においてその傾向は大きく、本市を含め、地域の活性化や、そのための人材を将来に渡って確保することが喫緊の課題となっている。

そのような課題に対して、<u>人やまちが元気で、「子育てしやすいまち」づくりは、まちの</u> <u>浮沈に係る重要な課題の一つであり、教育はこの課題に対する大きな要因の一つである考えている</u>。

一方、<u>教育の役割</u>は、<u>一人ひとりの自己実現の基礎を培う</u>と同時に、<u>地域や国家を支え貢献できる「よき市民」の育成</u>であり、法にあるように、その<u>能力に応じて等しく教育を受け</u>られるようなシステム作りが行政に課せられた課題であると認識している。

取り分け、<u>教育費負担の軽減により、子育てに対する不安をなくすことで、豊かな人生と</u>安心して暮らせる社会を実現することは、とても重要なことだと認識している。

そして、このことは、基本的には、国の責務において教育投資を「未来への先行投資」と位置付け、全国どこでも統一して行われるべきものであり、そのようなことから、現在、義務教育においては、授業料や教科書等について無償化が図られており、さらに、経済的負担の大きな幼児教育や高等教育等に対して、国としての新たな支援の制度が整備されつつあると認識している。

とは言え、現実的には、経済的に厳しい状況にあり、子どもの教育にかかる費用の負担が 難しく、不安を抱えていらっしゃる保護者の皆さんも多いことから、<u>市町村等の自治体の役</u> 割として本市においても、すべての子どもたちが円滑に義務教育を受けられるよう、支援を 必要とする児童生徒やその保護者に対して、就学援助制度等により様々な支援している。

子育てや教育は、単に保護者の責務とするのではなく、子どもは地域の宝であり、地域の子どもは、公共としての地域で、みんなで育てるものだと考えている。今後とも、家庭や地域、教育委員会等が一体となって豊かな教育の実現と「子育てしやすいまち」の実現に向け、必要な支援等の充実に努めていきたい。

11-1 | 平和教育について

議員名

永山議員

【質問の要旨】

「平和の花束」はすばらしいイベントである。<u>子ども達に平和の大切さについて考える機</u>会を更に増やすため追悼式や慰霊祭への参加は考えられないか。

【答弁の要旨】

児童生徒に平和の大切さや命の尊さを実感させることは、大変重要なことであると考えており、本市においては平成26年度から「かのや未来創造プログラム 平和の花束」を開催している。

6回目となる今年度は、これまでの九州管内の小・中・高校からの平和へのメッセージ及び講演などを行っていたが、兵庫県姫路市・加西市、大分県宇佐市、そして鹿屋市で構成する「空がつなぐまち・ひとづくり推進協議会」との共催により、4市の代表児童・生徒によるシンポジウムを行い、これまで以上に子ども目線でのメッセージを発信することができた。

<u>戦後75年を迎える来年度</u>は、戦跡を有するこの鹿屋市で、次代を担う子ども達が主体となるイベントとして<u>さらに充実</u>していきたいと考えている。

また、<u>各学校では</u>、この「平和の花束」への取組を核としながら、総合的な学習の時間や 社会科等の時間に、<u>鹿屋航空基地史料館や市内の戦跡を見学したり、平和学習ガイドや戦争</u> 体験者からの話を聞いたりして、体験的な平和学習の充実を図ってきている。

一方、本市で行われている<u>追悼式や慰霊祭</u>は、開催日や会場の関係などで、<u>平和へのメッセージの朗読をする児童生徒のみが参加</u>している。教育委員会としては、多くの戦争遺跡が残っているまちとして、他のまちにはない、命の尊さや平和について深く考える貴重な機会であると考えており、主催者や関係団体と連携し、小・中・高校生等が一人でも多く式典に参加できるように調整していきたい。

11-2 通学路の交通安全について

議員名

永山議員

【質問の要旨】

通学路における安全点検や要望などは毎年行われているが、<u>市内の危険箇所について把握</u>し、交通量の多い横断歩道への信号機の設置など要望しているか。

【答弁の要旨】

児童生徒の通学路の安全確保にあたっては、主に「交通安全」「防犯」「防災」の3つの観点から通学路を点検し、対策を講ずることが重要であると認識している。

なかでも毎日の登下校時の交通安全の確保は、児童生徒の生命にかかわる極めて重要な観点であり、学校やPTA、関係機関との連携を密に図り、通学路の安全性の向上に努める必要がある。

「学校周辺の交通量の多い通学路で信号機がない横断歩道」については、各学校への調査によると、現時点で鹿屋市内に65箇所程度あると把握している。

これらの多くの地点では、PTAやスクールガード等、保護者や地域の皆さんの支援により、朝の挨拶運動を兼ねて、児童生徒の安全確保に努めている。

教育委員会の取組としては、平成26年に策定した「通学路交通安全プログラム」に基づき、「<u>通学路安全推進会議」を毎年開催</u>しており、市教委や各市長部局、鹿屋警察署、県大隅地域振興局、国土交通省大隅河川国道事務所、PTA等を含めた<u>関係者で、合同の通学路点検</u>を行っている。

緊急性の高い事案として、学校や地域から合同点検の要望があった場合は、速やかに合同点検を実施し、必要な安全対策を国や県のそれぞれの関係機関に要望している。

<u>これまでの合同点検を通した要望により、カーブミラーの設置や、横断歩道のカラー化など、一定の成果をあげているところである。</u>

一方、<u>信号機の設置についても、要望はあるものの、交通量や道路・歩道の幅員等の諸条</u>件に係る設置基準があり、これらの要件を満たすことが必要となる。

市教育委員会としては、今後とも登下校時の事故防止に向けて、学校や保護者、道路管理者、警察、地元自治会等との連携を図りながら、対策が必要な危険箇所については、信号機の設置も含めて、具体的な要望活動を継続的に行うなど、児童生徒の安全安心な登下校の環境整備に努めていきたい。

12 農福連携の推進について

議員名

吉岡議員

【質問の要旨】

学校給食において、障害者就労施設等から農産加工物を調達する考えはないか。

【答弁の要旨】

現在、学校給食における食材等の物資は年度ごとに作成する「物資購入計画」に基づき調達しており、納入業者については、市内に営業所等を有し3年以上事業を継続していることや、市税等の滞納がないことなどの指定要件を設けて募集し、学校給食運営委員会等の承認を経て、指定業者として登録されることとなっている。

<u>障がい者就労施設等からの学校給食への物資調達</u>については、教育の現場においても、<u>農</u>福連携の一環として、有意義な取組であると認識しているが、学校給食への納入に当たっては、計画的なロットの確保や衛生管理状況など、確認を要する項目の整理が必要であり、他団体の取組み事例等の調査と併せて研究していきたいと考えている。

なお、関連した取組としては、PTAのバザーや生涯学習関連のイベント等において、障がい者就労支援施設の販売ブースを設けるなどの事例もあり、学校給食を含め、教育委員会の関連事業の中での調達についても、併せて検討していきたい。

報告 (2) 教育委員の任命について

【省略】

鹿屋市言語障害、難聴、学習障害等通級指導教室通級費支給要領の一部を改正する要領 鹿屋市言語障害、難聴、学習障害等通級指導教室通級費支給要領(平成18年1月1日制定)の一部 を次のように改正する。

第4条第1号中「5月末日までに」を削る。 別表を次のように改める。

別表 (第3条関係)

1 通級指導教室配置校: 鹿屋小学校、鹿屋中学校

1 連級打 番号	宣導教室配置校: 鹿屋小学校、鹿屋中学校 学校名	通級費
1	鹿屋小学校	
2		222
3	東原小学校	407
4	笠野原小学校	407
5	寿小学校	185
6	寿北小学校	296
7	田崎小学校	481
8	西原小学校	259
9	西原台小学校	481
10	花岡小学校	851
11	野里小学校	481
12	大姶良小学校	629
13	南小学校	814
14	西俣小学校	629
15	高隈小学校	814
16	大黒小学校	592
17	輝北小学校	1, 665
18	串良小学校	962
19	細山田小学校	592
20	上小原小学校	592
21	吾平小学校	888
22	鶴峰小学校	1,036
23	下名小学校	740

24	鹿屋中学校	
25	鹿屋東中学校	407
26	第一鹿屋中学校	259
27	田崎中学校	481
28	大姶良中学校	629
29	花岡中学校	851
30	高隈中学校	814
31	輝北中学校	2, 183
32	串良中学校	962
33	細山田中学校	592
34	上小原中学校	592
35	吾平中学校	888

2 通級指導教室配置校:西原台小学校

番号	学校名	通級費
1	鹿屋小学校	481
2	祓川小学校	666
3	東原小学校	888
4	笠野原小学校	592
5	寿小学校	296
6	寿北小学校	481
7	田崎小学校	555
8	西原小学校	259
9	西原台小学校	
10	花岡小学校	444
11	野里小学校	
12	大姶良小学校	629
13	南小学校	925
14	西俣小学校	703
15	高隈小学校	1, 295
16	大黒小学校	1,073
17	輝北小学校	2, 109
18	串良小学校	1, 147

19	細山田小学校	1, 036
20	上小原小学校	777
21	吾平小学校	962
22	鶴峰小学校	1, 147
23	下名小学校	888
24	鹿屋中学校	481
25	鹿屋東中学校	592
26	第一鹿屋中学校	259
27	田崎中学校	555
28	大姶良中学校	629
29	花岡中学校	444
30	高隈中学校	1, 295
31	輝北中学校	2, 627
32	串良中学校	1, 147
33	細山田中学校	1,036
34	上小原中学校	777
35	吾平中学校	962

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

鹿屋市言語障害、難聴、学習障害等通級指導教室通級費支給要領の一部を改正する要領新旧対照表

改正後	改正前
○鹿屋市言語障害、難聴、学習障害等通級指導教室通級費支給要領	○鹿屋市言語障害、難聴、学習障害等通級指導教室通級費支給要領
平成18年1月1日制定	平成18年1月1日制定
(支经子结历7%专注)	(支給毛結及7%方法)

(文給手続及び万法)

第4条 支給の手続及び方法は、次に掲げるとおりとする。

育長に提出しなければならない。

別表(第3条関係)

1 通級指導教室配置校: 鹿屋小学校、鹿屋中学校

<u>番号</u>	<u>学校名</u>	通級費
中略		
<u>10</u>	花岡小学校	<u>851</u>
<u>11</u>	野里小学校	<u>481</u>
<u>12</u>	大姶良小学校	<u>629</u>
<u>13</u>	南小学校	<u>814</u>
<u>14</u>	西俣小学校	<u>629</u>
中略		
<u>28</u>	大姶良中学校	<u>629</u>
<u>29</u>	花岡中学校	<u>851</u>
<u>30</u>	高隈中学校	<u>814</u>
<u>31</u>	輝北中学校	<u>2, 183</u>
以下略		

(文稲于紀及い方法)

第4条 支給の手続及び方法は、次に掲げるとおりとする。

|(1) 通級費の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、鹿屋市言(1) 通級費の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、鹿屋市言 |語障害、難聴、学習障害等通級指導教室通級費支給申請書(別記第1号様式)を教語障害、難聴、学習障害等通級指導教室通級費支給申請書(別記第1号様式)を5| 月末日までに教育長に提出しなければならない。

別表(第3条関係)

1 通級指導教室配置校: 鹿屋小学校、鹿屋中学校

番号	学校名	通級費
中略		
<u>10</u>	花岡小学校	<u>851</u>
<u>11</u>	高須小学校	<u>851</u>
<u>12</u>	削除	
<u>13</u>	野里小学校	<u>481</u>
<u>14</u>	大姶良小学校	<u>629</u>
中略		
<u>30</u>	大姶良中学校	<u>629</u>
<u>31</u>	削除	
<u>32</u>	花岡中学校	<u>851</u>
<u>33</u>	高隈中学校	<u>814</u>
以下略		

2 通級指導教室配置校:西原台小学校

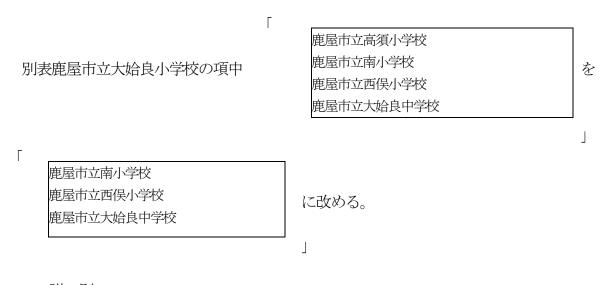
迪 附	<u> </u>	
<u>番号</u>	学校名	<u>通級費</u>
中略		
<u>10</u>	花岡小学校	<u>444</u>
<u>11</u>	野里小学校	
<u>12</u>	大姶良小学校	<u>629</u>
<u>13</u>	南小学校	<u>925</u>
<u>14</u>	西俣小学校	<u>703</u>
<u>15</u>	高隈小学校	<u>1, 295</u>
中略		
<u>28</u>	大姶良中学校	<u>629</u>
<u>29</u>	花岡中学校	<u>444</u>
<u>30</u>	高隈中学校	<u>1, 295</u>
<u>31</u>	輝北中学校	<u>2, 627</u>
<u>32</u>	串良中学校	<u>1, 147</u>
<u>33</u>	細山田中学校	<u>1, 036</u>
<u>34</u>	上小原中学校	<u>777</u>
<u>35</u>	<u>吾平中学校</u>	<u>962</u>

2 通級指導教室配置校:西原台小学校

<u>番号</u>	<u>学校名</u>	<u>通級費</u>
中略		
<u>10</u>	花岡小学校	444
<u>11</u>	高須小学校	444
<u>12</u>	<u>削除</u>	
<u>13</u>	野里小学校	
<u>14</u>	大姶良小学校	<u>629</u>
<u>15</u>	南小学校	<u>925</u>
中略		
<u>30</u>	大姶良中学校	629
<u>31</u>	<u>削除</u>	
<u>32</u>	花岡中学校	444
<u>33</u>	高隈中学校	<u>1, 295</u>
<u>34</u>	輝北中学校	<u>2, 627</u>
<u>35</u>	串良中学校	<u>1, 147</u>
<u>36</u>	細山田中学校	<u>1,036</u>
<u>37</u>	上小原中学校	<u>777</u>
<u>38</u>	<u>吾平中学校</u>	962
	中略	中略 10

報告 (4) 鹿屋市立中学校学校事務支援室運営規程の一部改正について

鹿屋市立小中学校学校事務支援室運営規程の一部を改正する訓令 鹿屋市立小中学校学校事務支援室運営規程(平成24年鹿屋市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。



附 則 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

鹿屋市立小中学校学校事務支援室運営規程の一部改正新旧対照表

	改	正後		改正前			
	○鹿屋市立小中学校学校事務支援室	運営規程		○鹿屋市立小中学校学校事務支援室運営規程			
		平成24年1月11日教育委員会訓令第	1号		平成24年1月11日教育委員会訓令第1号		
別表	(第2条関係)		另	別表_	(第2条関係)		
	拠点校	連携校			拠点校	連携校	
	中略			F	中略		
	鹿屋市立大姶良小学校	鹿屋市立南小学校		居	 重屋市立大姶良小学校	鹿屋市立高須小学校	
		鹿屋市立西俣小学校				鹿屋市立南小学校	
		鹿屋市立大姶良中学校				鹿屋市立西俣小学校	
						鹿屋市立大姶良中学校	
	以下略				以下略		
					以下略		

1 目的

児童・生徒数が増加傾向にある大規模校を対象に、現在運用している「指定学校変更」の「地域的配慮」(別紙)の事由として、下記のモデル地域を加えることによって、学校規模の適正化に向けた取組を段階的に進めることとする。

2 令和2年度に、モデル地域として学校規模の適正化を実施する地区

寿北小学校及び鹿屋東中学校の校区のうち、隣接する鹿屋小学校及び鹿屋中学校の方が近距離であり、安全な通学路が確保できる地域(寿1丁目)

3 寿1丁目に係る状況

- (1) 当該地区については、寿北小学校及び鹿屋東中学校が指定学校となっている。 (鹿屋市立学校の通学区域の指定及び学校の指定変更に関する規則)
- (2) 当該地域全域で寿北小学校より鹿屋小学校、鹿屋東中学校より鹿屋中学校までが概ね近距離となっている。

【参考】寿1丁目から各学校への距離

アー小学校

イ 中学校

学校名	最短	最長
鹿屋小学校	0.7	1.2
寿北小学校	1.2	1.7

学校名	最短	最長
鹿屋中学校	1.8	2. 1
鹿屋東中学校	2. 3	2. 9

(単位:km)

4 令和2年度モデル地域の取扱い

令和2年度より、寿1丁目に住所登録がある者について、希望がある場合「地域的配慮」の理由による指定学校変更申立てを行うことによって、寿北小学校から鹿屋小学校への指定学校変更を許可する。ただし、以下の条件を設ける。

- 1 対象児童は、令和2年度以降の新小学校入学児童及び令和2年度以降の転入児童生徒とする.
- 2 鹿屋小学校へ指定変更した場合は、中学校進学時に鹿屋中学校へ入学することができる (再度指定学校変更申立てを行う)。

(1) 期待される効果

ア 児童・生徒数の適正化

イ 近距離の学校へ通学による安全安心な通学環境の確保(自転車通学の解消等)

(2) 想定される配慮事項

ア 同一の町内会内で学校が異なるが、現状においても寿北小学校、寿小学校、鹿屋小学校の児童が混在しており、町内会、子ども会の活動に特段の支障はないこと。

(令和元年12月20日 寿1丁目町内会長、令和元年12月25日 前子ども会役員との意見交換において確認)

イ 対象者の兄姉が希望した場合は、指定学校変更申立許可基準にある「兄弟姉妹同一学校への 通学」の事由により、適用可能であること。

◎指定学校変更許可基準

区分	種類	指定学校変更申立許可基準	添付書類	許可期限
1	学年途中	学年途中に転居し、転居前の学校に引き続き就学する場合		小学5、6年生及び中学
		ただし、小学生については、中学校への進学は住所地の指定中学校に就学すること		生は卒業まで
		を条件とする。		その他は学年末まで
2	転居予定	住宅の新築、改築又は転居予定のため、転居先又は転居前(改築に限る。)の学校	建築契約書	転居の日まで
		に就学する場合	又は売買契約書	
		ただし、新築の場合は、着工が申立日の属する学期の翌学期内であり、契約締結の	又は賃貸借契約書	
		日から起算して1年以内に完成する内容であること。	※土地だけでは不可	
3	留守家庭	対象児童が小学生であり、保護者の就労等により留守家庭になるため、預かり先の	保護者の勤務証明書、預	申立事実が解消するま
		住所地の指定学校に就学する場合	かり先証明書その他必	で
		ただし、中学校への進学は、住所地の指定学校に就学することを条件とする。	要な書類	(学年末ごとに確認)
4	特別支援	指定学校に特別支援学級がなく、最寄りの学校の特別支援学級に就学する場合		卒業まで
5	通学距離	住所地が指定学校から極めて遠距離(小学校は4km以上、中学校は6km以上)にあ	地図等	卒業まで
		り、最寄りの学校に就学する場合		
6	兄弟姉妹同	指定学校変更許可を受けた児童生徒の兄弟姉妹について、同一の学校に就学する場		兄弟姉妹の許可期限ま
	一学校への	合。		で
	通学	ただし、留守家庭で許可されている場合を除く(各々預かりが必要)。		
7	特殊事情	その他やむを得ない事情がある場合 (詳細な基準は別表のとおり)		申立事実が解消するま
				で

[※] 本制度は学校を自由に選択できるものではありません。お子様の就学環境を整えるひとつの制度として定めたものです。

[※] 許可基準を満たし、通学に支障がない場合に許可します。

◎7. 特殊事情の場合 (別表)

区分	種類	特殊事情の許可基準	添付書類	許可期限
1	教育的配慮	いじめ、不登校等教育指導上の諸問題への対応が必要な場合	学校からの副申書、	
		ただし、学校等での指導を尽くした上で、指定学校を変更することが適切であると	専門家の意見書、	
		判断する場合に限る。	聞き取り票等	
2	部活動	指定中学校に希望する部活動がない場合		卒業まで
		又は学年途中の住所異動で、対象生徒が転校することにより、チーム編成ができな		ただし、中途退部した場
		い等活動が困難になる場合		合(中学3年の引退を除
				く。)は、退部日の属する
				学期末まで
3	地域的配慮	特定の指定学校の境界地域に居住している場合		
		※許可地域については、「校区外就学境界地域図」に規定されています。		
		1つの小学校の通学区域から2つの指定中学校に分かれる地域のうち、指定中学校		
		でない方の中学校に就学する場合		
		(名貫町及び永野田町から大姶良中学校に就学する場合に限る。)		
4	身体的配慮	身体的な病気により、特段の配慮が必要であると認められる場合	診断書、病気の内容等が	
		ただし、診断書に、変更しようとする学校でなければならないことが判断できる内	分かる資料等	
		容の記載がある場合に限る。		
5	障害に対す	特別支援学級(特に自閉症情緒学級)在籍(予定を含む。)の児童生徒で、環境を	診断書、学校からの副申	
	る配慮	変えることが困難であると判断される場合又は発達段階に応じた配慮が必要であ	書、聞き取り票等	
		ると判断される場合		
6	その他	上記のほか、教育委員会が特に必要があると認める場合	教育委員会が必要と認	教育委員会が必要と認め
			める書類	る期限まで

報告 (6) 串良公民館等の移転案について

串良地域では、耐震性や老朽化の問題により、地域住民の安全安心な利用に支障が生じている社会教育施設があり、教育委員会では、これらの施設を安全に管理し、安心して生涯学習の活動に参加していただけるよう、以下のとおり、串良公民館及び上小原分館の機能を移転することとしたい。

1 機能移転の対象となる施設の現況

施設名	建設年(築年数)	構造・面積			
串良公民館	昭和46年(築48年)	RC地下1階地上2階 2, 161㎡			
上小原分館	昭和54年(築40年)	RC地上1階 358㎡			

2 社会教育施設の配置の位置づけ

中学校を単位とする圏域において、それぞれ社会教育施設を配置し、地域の生涯学習の拠点として活動を推進する。

3 串良地区における施設配置に係る基本方針(案)について

上記の位置付けに基づき、施設の老朽化等の状況を踏まえ、以下のとおり再配置を行い、市民講座や同好会等の生涯学習活動を移転することとしたい。

圏 域	現在の施設	見直し案(主な調整事項)
串良地区 (串良小中学校区)	串良公民館	串良ふれあいセンターに、市民講座や同好会等の生涯学習活動を移転する。 (現串良公民館は、令和2年度以降、適切な時期に解体する。) ・別館大ホールでの文化祭等は、現行のまま同じ場所で開催する。 ・串良総合支所別館(旧役場跡)でも講座等の実施や、地域の方々が自由に集えるサロン、地域の話し合い等を行う会議室、児童が利用する図書機能等を整備する。 ・陶芸は、現在の場所(別棟)で実施する。
上小原地区 (上小原小中学校区)	上小原分館	串良農村環境改善センターに、市民講座や同好会等の生涯学習活動を移転する。 (現上小原分館は、令和2年度以降、適切な時期に解体する。) ・投票所や税申告、水田申告等は分館近くの自治公民館での実施を別途調整する。 ・グラウンドゴルフ等の広場利用は、現行どおりとする。
細山田地区 (細山田小中学校区)	細山田分館	現行どおりとする。

4 これまでの取組状況について

上記の基本方針に基づく取組を進めるにあたり、課題や問題点を把握するため、公民館等を利用 している団体等へ意見を伺ってきた経過は以下のとおりである。

令和元年5月	市民講座開講式で受講生に方針説明(串良、上小原、細山田)
	生涯学習推進協議会総会で方針説明(串良公民館、上小原分館)
9月	串良文化協会、上小原地区町内会へ方針説明
10 月	柳谷・下方限町内会長、串良地域コミュ協等へ方針説明
11 月	串良地区民生委員会へ方針説明、議員説明会
12 月	串良地区住民説明会

【各団体等から出された主な意見】

(串良公民館関係)

- 総合支所や支所別館(旧役場跡)で、気軽に集えるスペースを確保してほしい。
- 地域コミュニティの活動の場として串良ふれあいセンターや支所別館(旧役場跡)等を活用させてほしい。
- 串良小学校の児童が、放課後、安心して勉強できる空間を確保してほしい。
- 文化祭等は、これまでどおり別館ホールで開催してほしい。
- 書道や絵画等の作品を、展示する場所を確保してほしい。

(上小原分館関係)

- 広場はこれまでどおり継続して利用したい。(グラウンドゴルフなど)
- 地域の会合等で、串良農村環境改善センターを柔軟に利用できるよう、配慮してほしい。

5 今後の取組について(案)

	議員説明会や住民説明会での意見等への対応や、移転に伴う実務作
令和2年1月以降	業、予算調製の準備等が整った段階で、改めて直近の市議会へ関係
	条例の改正案及び予算案を上程することとしたい。

令和2年鹿屋市成人式実績報告

1 日 時

令和2年1月4日(土)11時~11時50分

2 場 所

鹿屋市文化会館

3 日程

受 付 10:30~

オープニング 11:00~11:25

- (1) 鹿屋っ子あいさつ
- (2) かのや和太鼓集団魂(こころ)保存会
- (3) 記念制作映像「YELL」上映
- (4) 実行委員会長あいさつ

式 典 11:25~11:55

- (1) 開式のことば
- (2) 国歌斉唱
- (3) 式辞(市長)
- (4) 祝辞(森山衆議院議員、宮島市議会議長)、来賓紹介
- (5) 記念品贈呈(記念品: 250 ml/缶ブラー、エコバッグ)
- (6) 新成人誓いのことば
- (7) 閉式のことば

4 対象者

平成11年4月2日~平成12年4月1日までに生まれた者 ※令和元年10月1日現在で、市内に住所のある新成人が(外国人含む)**795人**

5 参加者数及び参加率

757人/795人(約95.2%)

※昨年度参考:751人/825人(約91%)

6 その他

(1) 協力団体について

文化協会(着付けなおし協力)、社会福祉協議会(手話通訳)、鹿屋警察署(巡回)、鹿屋工業高校(昨年度作成された入口立て看板等を使用)、鹿屋高校(美術部:パンフレット表紙イラスト、書道部:横断幕毛筆書の制作)、鹿屋農業高校(フラワースタンド)、鹿屋っ子クラブ(運営補助)、フラワーセンター(生花プランター)

(2) 鹿屋っ子クラブ ILC(ジュニアリーダークラブ)の自主企画

鹿屋っ子クラブJLCの活動の一環として、自主企画が同時開催された。文化会館外で、手作りのInstagram風の写真フレームや、フォトプロップス(吹き出しや眼鏡など)を用いた新成人の写真撮影ブースの運営が行われた。

第24 回鹿屋市PTA研究大会 · 鹿屋市家庭教育講演会開催要項

〇第24回鹿屋市PTA研究大会

1 大会趣旨

子どもたちが未来に希望を持ち、健全に育ちゆく環境づくりに積極的に取り組み実践すること は私たちPTAの努めです。

時代とともに子どもたちを取り巻く環境は変化し、新たに取組むべき深刻な課題にも直面して います。

私たちは、自らが問題と向い合い、語り合い、学び合うことでより豊かな教育環境の構築が出 来ると確信し、本大会を通して研究し実践していきましょう。

2 大会スローガン

「PTAは子どもの未来をつくる」~私たちにできること~

3 テーマ

- ①学校と地域と共に育てる~共生・共育~
- ②親子で楽しむPTA活動

4 主催

鹿屋市PTA連絡協議会

5 共催

鹿屋市教育委員会

〇令和元年度鹿屋市家庭教育講演会

1 目的

主に市内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の保護者や一般市民を対象に、家庭教 育の抱える課題の解決に資する講演会を開催することで、家庭の教育力の向上を図る。

2 主催

鹿屋市教育委員会

3 共催

鹿屋市PTA連絡協議会

4 対象者

小学校・中学校・高等学校・特別支援学校のPTA会員、保育園・幼稚園の家庭教育学級生、 一般市民等

1 開催日時

令和2年1月18日(土)13:00~17:00

2 会場

鹿屋市文化会館(鹿屋市北田町11107番地)

3 日程

Ī						シンポジウム					
	受	ア	社会	開	会	研	研	講	講	家 庭	閉
		トラ	教育	会	場	究	究		演	教	会
		クシ	功労	行	準	発	協		準	育講	行
	付	ョン	社会教育功労者表彰	事	備	表	議	評	備	演 会	事
	60	15	15	10	10	20	35	35	15	80	5

12:00 13:00 13:15 13:30 13:50 14:10 15:20 15:35 16:55 17:00

(1) 受 付 12:00~13:00 (60分)

(2) アトラクション 「細山ライ田一」13:00~13:15(15分)

(3) 社会教育功労者表彰 13:15~13:30 (15分)

(4) 開会行事 13:30~13:40 (10分)

開会のあいさつ 鹿屋市PTA連絡協議会 会 長 内野 匡章

鹿屋市教育委員会 教育長 中野 健作

(5) シンポジウム

①研究発表 吾平小学校PTA 13:50~14:10 (20分)

②パネルディスカッション 14:10~15:20 (70分)

a. 学校と地域と共に育てる ~共生・共育~ (35分)

b. 親子で楽しむ P T A活動 (35分)

(6) 鹿屋市家庭教育講演会 15:35~16:55 (80分)

○講師宮本延春氏(元高校教師)

○演 題 『オール1の落ちこぼれ、教師になる』

~いじめ、引きこもり、天涯孤独の絶望を乗り越えて~

(7) 閉会行事 16:55~17:00 (5分)

閉会のあいさつ 研究大会副実行委員長 軀川 恒

4 その他

- (1) 中央公民館に託児所を設ける。
- (2) 手話通訳を行う。

(別 紙)